

平成 30 年 6 月 12 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H03297

研究課題名(和文) 非行少年・犯罪者に対する就労支援システムの展開可能性に関する考察

研究課題名(英文) Study on Development of the System of Employment Support for Juvenile Delinquent and Offenders

研究代表者

石川 正興 (ISHIKAWA, MASAOKI)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：50120902

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、日本国内及び北欧を中心としたヨーロッパにおける犯罪者等に対する就労支援の実態調査を行い、日本での展開可能性を考察した。その結果、日本では犯罪者等に対する就労支援のネットワーク化・システム化が課題であることがわかった。ヨーロッパ諸国では、犯罪者を社会的弱者として捉え、他の社会的弱者と一緒に就労支援を行う形での「混成型就労支援」を実施しているほか、軽微な犯罪を行った者の社会復帰支援策は社会福祉行政システムに委ねられており、刑事司法と社会福祉行政がわが国よりも密接に連結していることが判明した。こうした取組みはわが国における犯罪者等に対する就労支援の展開にとって示唆に富む。

研究成果の概要(英文)：We researched on the actual condition about the employment support for offenders in Japan and Europe focused on Nordic countries, and considered about development of the system of employment support for juvenile delinquent and offenders in Japan. In Japan, we found that the networking and systematization of employment support for offenders is the most important issue. In Europe, we found that offenders are regarded as the vulnerable, and that the employment supports for them are mixed with the support for the vulnerable. And we found that the criminal justice system is connected with the social welfare system closer in Japan, and the social welfare system is charged with the rehabilitation of the minor offenders. These efforts are so suggestive for the development of the employment support for offenders in Japan.

研究分野：刑事政策、少年法、犯罪者処遇法

キーワード：刑事政策 就労支援 司法福祉 更生保護

## 1. 研究開始当初の背景

人間にとって「就労」は、労働の対価を得ることによって生計を維持するという経済的自立を実現するばかりでなく、社会参加を通して自尊心を養い、精神的自立を実現する意義がある。『平成 24 年版犯罪白書』は、2002(平成 14)～2011(平成 23)年の保護観察対象者の再犯率について、有職者は 7.4%である一方、無職者は 36.3%に上ることを指摘した。稼働能力を有する非行少年や成人犯罪者を就労させることは、技能習得や賃金獲得のみならず、精神的自立につながる自信の獲得にも結びつき、再犯防止の成否を握る重要なキーである。

政府の犯罪対策閣僚会議は、2012(平成 24)年 7 月に「出所後 2 年以内の刑務所再入所者等の割合を今後 10 年間に 20%以上減少させる」という数値目標を出し、再犯防止のための社会における「居場所」と「出番」の必要性を説いた。「居場所」の提供すなわち居住支援では、2009(平成 21)年から「地域生活定着促進事業」が開始され、高齢 and/or 障害を有する矯正施設出所者を福祉システムへダイバートする、いわゆる「出口」支援が展開されており、最近では矯正施設入所前の段階で福祉システムへダイバートする「入口」支援も始まった。こうした中、稼働能力を有する非行少年や成人犯罪者に社会での「出番」、すなわち就労場所を提供するための司法システムから就労支援システムへのダイバーションについても、その機運が高まっている。

非行少年や成人犯罪者に対する就労支援システムを十全なものにするためには、(A)就労能力の養成、(B)就労の斡旋、(C)既存の就労先確保および新たな就労の場の創設が必要である。

(A)については、以前から矯正施設内で職業訓練が実施されてきた。(B)については、2006(平成 18)年度から法務省と厚生労働省の連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」が開始され、ハローワーク職員によって、矯正施設入所者には職業紹介や職業講話が、保護観察対象者等には職業紹介やトライアル雇用等が行われている。また、2007(平成 19)年以降は、仮釈放者の自立支援を行う「自立更生促進センター」および農業訓練を実施する「就業支援センター」も設置されている。

しかし、就労支援システムは(A)(B)の充実だけでは十分ではなく、(C)の既存の就労先確保および新たな就労の場を創設することが、もっとも重要になる。

就労先に関しては長い間、民間の「協力雇用主」がその中核を担ってきた。1997(平成 9)年からは、関西の企業が中心となり、矯正施設入所中の段階で採用を行い、出所後直ちに雇用につなげる「職親プロジェクト」も開始された。こうした活動を後押しするため、2009(平成 21)年には国が民間企業を主導す

る形で NPO 法人「全国就労支援事業者機構」が設立され、各都道府県の就労支援事業者機構とともに協力雇用主の増加に努めてきた。ただし、既存の就労先を確保する試みには限界もある。例えば、2013(平成 25)年 4 月時点の協力雇用主は 11,044 事業者まで増加したが、被雇用者は 879 名にとどまっており、その要因を探ることが求められている。また、非行少年・成人犯罪者の就労先を優先的に確保することには、国民世論からの反対も予想される。

こうした中、「ソーシャルインクルージョン」の発想の下に、社会的企業と呼ばれる「ソーシャルファーム」が展開され始めている。ソーシャルファームには様々な形態があるが、主に以下の特徴によって定義づけられる。出資者から資金を集め、公益に資する成果の創出をもって配当の代わりとする、寄付や補助に頼らず、利益を獲得して自立した経営を行うなど、一般就労とも福祉的就労とも異なる。

市場志向型でありながら、「環境に配慮した製品・サービスの開発」を目指している。「企業の社会的責任」の観点から、労働市場で不利な立場の者、すなわち非行少年・成人犯罪者、障害者、高齢者、シングルマザーやニート等を対象に、雇用の創出および生活できるだけの賃金支払いを目指す。

ソーシャルファームは、現在ヨーロッパに約 10,000 社存在する。こうした社会問題を解決しつつ利益も生み出す動きは、世界の経済界でも「インパクト投資」として注目され、2013(平成 25)年に G8 が「インパクト投資タスクフォース」を設立し、わが国でも国内諮問委員会が本格的な検討を開始している。また、それに先立つ 2009(平成 21)年に炭谷茂氏が「ソーシャルファームジャパン」を設立し、国内で 2,000 社のソーシャルファーム設立を目指した活動を行っており、2011(平成 23)年には同氏を中心に厚生労働省障害者総合福祉推進事業「新しい障害者の就業のあり方としてのソーシャルファームについての研究調査」が行われている。さらに日本更生保護学会も 2012(平成 24)年大会において、デンマークの「High Five」事務局長を招聘しシンポジウムを行っているが、当団体は、企業の社会的責任強化の観点から全国経営者団体が設立し、矯正施設出所者の就労支援を行うものである。このようにソーシャルファームを中心とした就労支援は、国内外で様々な立場から注目が集まっており、今後、刑事法学の立場からの学術的な検討が急務である。

## 2. 研究の目的

先にふれた、協力雇用主の増加の一方で、実際の雇用者数とその 1 割弱にとどまっている背景の一つには、既存の営利型事業を利用することの限界が窺われ、その点でソーシャルファームという新たな取組みの実態を調べ日本における展開可能性を探ることが、重

要な研究の目的となる。

第一に、海外におけるソーシャルファームの取組みとして、北欧を中心としたヨーロッパの取組みを研究対象とした。具体的には、フランス、フィンランド、デンマーク、スウェーデンといった国のソーシャルファームおよび罪を犯した者の就労を援助する取組みを対象とした。

第二に、国内における取組みとして、「ソーシャルファームジャパン」のほか、実際に事業を開始しているソーシャルファームを研究対象とした。また、これらと1の(A)(B)の仕組みとの連結可能性を探るために、「就業支援センター」(北海道雨竜郡沼田町)や、「職親プロジェクト」に参加している事業者、「就労支援事業者機構」も合わせて調査を実施した。

本研究では主として上記の地域における取組みの実態解明をとおして、日本での展開可能性を探ることを目的とした。

### 3. 研究の方法

国内実態調査及び北欧を中心としたヨーロッパを対象とした海外実態調査を行った。また、定期的に研究会を開催し、実態解明および日本での展開可能性の検討を行った。

### 4. 研究成果

#### (1)2015(平成 27)年度

##### 国内実態調査

矯正施設入所者等を受け入れている「共働学舎新得農場」、日本財団「職親プロジェクト」参加企業である「北洋建設株式会社」、少年院仮退院者に対する農業指導として国が実施する「沼田町就業支援センター」の調査を行ったほか、合わせて実施した早稲田大学特定課題研究助成費A(一般助成)の「発達障害・知的障害のある児童生徒の非行防止支援に関する研究」により、「浜松京丸園」、「埼玉福興株式会社」、「鹿児島花の木農場」、「総社市グリーンファーム」などのソーシャルファームの調査を行った。これらの調査を通して、国内にはソーシャルファーム等を活用した先進的な就労支援の取組みが存在するものの、それらが未だ単発的に行われており、ネットワーク化・システム化が喫緊の課題であることが判明した。

##### 海外実態調査

フランスの農業分野で運営されている「ジャルダン・ド・ココアニュー」と、パリ市営職業訓練学校(調理・製パン・ホールサービスの3コース)を視察し、矯正施設入所者等への就労支援の実態を調査した。「ジャルダン・ド・ココアニュー」への調査の結果から、(ア)矯正施設入所者を中心に受入れているジャルダンが全国130か所中15か所存在する、(イ)重大犯罪者を収容する矯正施設におけるジャルダンを活用した就労支援の取組みが2016年度から開始される、(ウ)性犯罪者や暴力団関係者、覚せい剤事犯等は、ジャルダン内でも処遇困難者として課題を抱えている、ことが判明した。また、パリ市営職業訓練学

校への調査の結果から、(エ)矯正施設入所者を外部通勤の形で職業訓練学校に通所させている、(オ)調理技能や接客以外の職種の訓練を実施する学校が存在する、ことが判明した。

##### 研究会の開催

国内外のソーシャルファームに詳しい寺島彰氏(浦和大学教授)・濱田健司氏(JA 共済総研主任研究員)を研究代表者石川が所長を務める早稲田大学社会安全政策研究所(WIPSS)に招き、研究メンバーとの意見交換を行ったほか、小澤輝真氏(北洋建設株式会社代表取締役)、新井利昌氏(埼玉福興株式会社代表取締役)、中村隆重氏(鹿児島花の木農場理事長)をWIPSSに招いて研究会を開催し、さらなる実態解明に努めた。

#### (2)2016(平成 28)年度

##### 国内実態調査

「ソーシャルファームジャパンサミット in つくば」に参加し、国内のソーシャルファームの最新情報を得た。

##### 海外実態調査

フィンランドにある「社会的弱者に対する就労支援団体等」を視察し、担当者との意見交換会を実施した。その結果、(ア)国がソーシャルファームに関する法律を制定し、その設立・運営を後押ししている、(イ)「犯罪者に限定した就労支援」から「犯罪者も含む、社会的弱者一般の就労支援」へと対象者を拡大したソーシャルファームの試みが数多く存在する、(ウ)比較的軽い刑事処分を受けた犯罪者に対する社会復帰支援策は司法システムの手を離れ、社会福祉行政システムに大幅に委ねられている点で、わが国における業務分担の仕組みと異なる、(エ)リサイクル品の生産・販売業や有機農法による農業など、地球環境に配慮したソーシャルファームが特徴的である、ことが判明した。

次に、フランスの「ジャルダン・ド・ココアニュー」を再度訪問し、さらなる実態解明のための調査を実施した。その結果、(ア)ジャルダンでは犯罪者を「社会的弱者」の一員として、障害者・長期失業者等と区別することなく一緒に受け入れている、(イ)有機農法という地球環境に配慮した農業生産を心掛けるとともに、近隣住民との間で定期販売契約を結んで恒常的な販売網を確保し、安定した経営を心掛けており、こうした方針は、地域住民との良好な関係維持にも役立っている、(ウ)国の支援のほかに大企業などがスポンサーとなり、CSRの一環としてジャルダンの経営を援助している、(エ)犯罪者の受け入れについては、ジャルダンと保護観察機関との間で協定書を締結しており、ジャルダンが引き受ける犯罪者には、刑務所から外部通勤の形でジャルダンへ赴く者や、拘禁刑の修正として電子監視を受けつつ作業を行う者もいる、ことが判明した。

##### 研究会の開催

総社市長の片岡聡一氏を WIPSS に招き、同市の「障がい者千人雇用計画」について講演・意見交換会を開催した。

日本更生保護学会の開催

「ジャルダン・ド・ココアニュー」代表のジャン・ギィ・ヘンケル氏を招き、基調講演を行うとともに、法務省職員や国内のソーシャルファーム経営者等を交えたシンポジウムを開催した。

(3)2017(平成 29)年度

国内実態調査

「ソーシャルファームジャパンサミット in よこはま」に参加し、国内のソーシャルファームの最新情報を得た。

海外実態調査

北欧を中心とするヨーロッパ諸国の矯正・保護関係機関への視察及び担当者との意見交換会を実施した結果、以下のことが判明した。

(A)デンマーク

(ア)警察庁長官、企業 CEO 連絡会議議長、労働大臣が中心となり 2006 年に創設した、「ハイ・ファイブ」と呼ばれる犯罪者等の就労支援機構がある、(イ)保護観察は全てソーシャルワーカーが担っているため、対象者を地方自治体の就労・福祉支援へつなげ易い。

(B)スウェーデン

各自治体の福祉部局は、失業者や生活困窮者のみならず、刑務所出所者等も含めた福祉・就労支援について責任を負う体制となっている。

シンポジウム・講演会の開催

以下 2 つのシンポジウム・講演会を開催した。

(A)2017 年 9 月 23 日に、WIPSS と早稲田大学比較法研究所との共催で、罪を犯した少年・若年成人に対する就労支援を積極的に行っているオランダの NGO「The Foundation 180」理事長のイルマ・ファン・デア・ヴィーン氏を招いての講演会「『犯罪を行った者』の再統合のための革新的方法」を開催した。

(B)2017 年 12 月 16 日に、WIPSS と早稲田大学比較法研究所との共催で、公開シンポジウム「北欧における犯罪者処遇の現在 フィンランド・デンマーク・スウェーデン調査結果報告会」を開催した。代表石川のコーディネートの下、連携研究者の松澤・小西・穴倉による調査結果報告と、法務省大臣官房審議官(矯正局担当)の大橋哲氏を交えてのシンポジウムを行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

吉開 多一、犯罪・非行をした者に対する就労支援の現状と課題、早稲田大学社会安全政策研究所紀要 7 号、査読無、2015、pp.281-300、

[http://www.waseda.jp/prj-wipss/ShakaiAnzenSeisakuKenkyujoKiyo\\_07\\_Yoshikai.pdf](http://www.waseda.jp/prj-wipss/ShakaiAnzenSeisakuKenkyujoKiyo_07_Yoshikai.pdf)

〔学会発表〕(計 1 件)

発表者名：石川 正興

発表標題：日本更生保護学会第 5 回大会学会企画シンポジウム「『犯罪を行った者』を雇用するソーシャルファームの日本における展開可能性」

学会等名：日本更生保護学会

発表年：2016 年

〔その他〕

ホームページ等

早稲田大学社会安全政策研究所

<http://www.waseda.jp/prj-wipss/index.html>

【2015-2017 年度・共同研究】JSPS における科研費基盤研究(B)概要紹介および活動報告

[http://www.waseda.jp/prj-wipss/kaken\\_15H03297\\_report\\_2015.html](http://www.waseda.jp/prj-wipss/kaken_15H03297_report_2015.html)

6. 研究組織

(1)研究代表者

石川 正興(ISHIKAWA, Masaoki)

早稲田大学法学大学院教授

研究者番号：50120902

(2)連携研究者

生島 浩(SHOJIMA, Hiroshi)

福島大学人間発達文化学類教授

研究者番号：80333996

小長井 賀與(KONAGAI, Kayo)

立教大学コミュニティ福祉学部教授

研究者番号：50440194

辰野 文理(TATSUNO, Bunri)

国土館大学法学部教授

研究者番号：60285749

松澤 伸(MATSUZAWA, Shin)

早稲田大学法学大学院教授

研究者番号：20350415

吉開 多一(YOSHIKAI, Taichi)

国土館大学法学部教授

研究者番号：00739972

小西 暁和(KONISHI, Tokikazu)

早稲田大学法学大学院教授

研究者番号：20366983

穴倉 悠太(SHISHIKURA, Yuta)

国土館大学法学部専任講師

研究者番号：70575258

石田 咲子(ISHIDA, Sakiko)

早稲田大学法学学術院助手  
研究者番号：90801085

(3)研究協力者

山田 憲児(YAMADA, Kenji)  
日本社会事業大学特任教授